

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度概算要求額 21.5億円（10.1億円）

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」によって、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- 加えて、幹事企業等が主導し、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う中小企業等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容を提供すること（(3)のみ）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 企業間連携型

（補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内）

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

(2) サプライチェーン効率化型

（補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内）

中小企業のデジタル化を加速すべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

(3) 小規模事業ビジネスモデル構築型

（補助上限額：1億円、補助率 2/3以内 連携先 補助上限額750万円／者）

小規模事業者の強みである、柔軟な製品・サービスの提供、アフターサービスの充実などの特徴を活かすべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、小規模事業者等10者以上の連携により、革新的ビジネスモデルの構築を行うことで、地域経済の活性化やイノベーションを生み出す取組等を支援します。

※幹事企業が大企業の場合も、補助金支給の対象。連携先への大企業の参画は不可。

※連携先は、小規模事業者が半数を占めることが必要。